

屋外広告物掲出に伴う管理者要件の範囲と 点検報告内容について

令和4年3月4日
大阪市屋外広告物審議会

屋外広告物法、屋外広告物条例、屋外広告物条例ガイドラインの関係性

屋外広告物法は、屋外広告物行政における規制の基準を定めた法律であり、具体的な屋外広告物の規制については、各都市によって実情が異なることから、各都道府県、政令指定都市等が屋外広告物法に基づく条例及び規則等を定めている。

「屋外広告物条例ガイドライン」（以下、ガイドラインという。）は、建設省通達として定められた「屋外広告物標準条例（案）」をルーツに持ち、屋外広告物法に基づく制度の的確な運用をしていく趣旨から、技術的助言として国土交通省から地方公共団体に送付され、条例の制定や改正する際の参考資料として位置づけられている。

屋外広告物条例ガイドラインにおける広告物の管理規定について

【平成28年4月に一部改正】

所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられるとともに、屋外広告物が落下する事故が発生していたことから、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、所有者の責務の明記、有資格者の点検義務、点検結果報告の義務を規定。

●管理義務（第19条）

- ・ 広告物の所有者等は、当該広告物に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

●点 検（第19条の2）

- ・ 屋外広告の所有者等は、屋外広告士※1 その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者※2 に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし規則で定める広告物又は掲出物件は除く。
- ・ 屋外広告の所有者等は、許可又は許可の更新の申請を行う場合には、点検の結果を知事に提出しなければならない。

※1 屋外広告物法第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示および掲出物件の設置に関して必要な知識について行う試験に合格した者。

※2 「ガイドライン運用上の参考事項」に、「これと同等以上の専門的知識を有する者として規則で定める者」としては、屋外広告業の事業者 団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられると記載。

大阪市屋外広告物条例における広告物の管理規定について（広告物の管理者）

大阪市屋外広告物条例（第14条の2）

●管理者の設置等（平成11年～）

- ・ 広告物又は掲出物件の設置者は、管理者（市長が定める要件を満たす者。）を置かなければならない。
- ・ 設置者又は管理者は、広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

大阪市屋外広告物条例施行規則（第9条の4）

●市長が定める管理者の要件（平成11年～）

①建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認が必要な広告物又は掲出物件（4mを超える広告物）については、次のいずれかに該当する者

- 屋外広告士（H16追加（屋外広告物法の規定に基づく屋外広告士））
- 建築士
- 電気工事士
- ネオン工事にかかる特殊電気工事資格
- 電気主任技術者

②①に掲げる広告物又は掲出物件以外のものは次のいずれかに該当する者

- ①に掲げる者
- 本市の区域内に住所、事務所、事業所又は営業所を有する設置者
- 本市の区域内に住所、事務所、事業所又は営業所を有し、当該広告物又は掲出物件を管理することが可能な者

大阪市屋外広告物条例における広告物の管理規定について（点検報告書）

大阪市屋外広告物条例施行規則（第2条）

継続許可申請を行う際は、所定の申請書に広告物又は掲出物件の汚損、破損等の有無（当該汚損、破損等を修繕した場合はその概要）を記載した所定の点検報告書（管理者が作成したものに限り）及び現況を撮影した写真を提出すること。（平成11年～）

屋外広告物許可申請～許可のながれ

新規申請※1

許可

継続申請※2

許可

※1

建築基準法に基づく工作物確認が必要な広告物の管理者は、

- ・屋外広告士
- ・建築士
- ・電気工事士
- ・ネオン工事に係る特殊電気工事資格者
- ・電気主任技術者

上記いずれかの資格がないと、許可ができない。

※2

すべての広告物の継続申請の際には、管理者（工作物確認が必要な広告物は有資格者）が作成した点検報告書及び現況写真を必ず提出。

工作物確認が必要な広告物の管理者を途中で変更する場合は、後任も必ず有資格者であること。

◆屋外広告物点検報告書

(提出先) 大阪市長		
点検報告者 (※管理者が記入)		
住所 (〒 -)		
氏名		
1. 点検した広告物の概要		
設置場所	区	丁目 番 号
種類	塔 (屋上 地上)	
	板 (屋上 地上 壁面 突出) その他 ()	
数量	基	
前回許可	令和 年 月 日 大阪市指令建(広)第 号	
2. 点検結果		
点検日: 令和 年 月 日		
(点検項目について異常の有無欄に○印を入れ、有の場合は改善の概要も記入してください。)		
点検項目	異常の有無	改善の概要
取付(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
主要部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無	
表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
表示面の破損	有 ・ 無	
その他特に点検した箇所		
()	有 ・ 無	
()	有 ・ 無	

※継続許可申請の際には必ずこの報告書を添付してください。
この報告は、大阪市屋外広告物条例施行規則第2条第3項第1号の規定による。

現状の管理規定にかかる課題等

●管理者の要件について

- ・有資格の管理者を設置や変更する際に、設置者から要件の範囲を拡充してほしいとの要望がある。
- ・本市の有資格の管理者要件については、平成16年に屋外広告士の追加を最後に見直しを行っておらず、その後の社会状況の変化やガイドラインの改正、さらには広告物設置者等からの要望等を鑑みると、広告物を安全に管理する観点からも有資格の管理者要件の見直し（要件の拡充）のタイミングが来ている。

●点検報告書について

- ・大分市で看板の支柱が折れる事故を受け、令和3年12月に国土交通省から、平成29年にとりまとめた「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」※を参考に点検報告の内容を見直すなど、点検の実効性を高めるよう通知があった。
- ・現在、本市の点検報告書の点検項目については、指針と比較すると点検項目に差異が認められるため、より一層の安全性を確保する観点から、点検項目を細分化する必要がある。

※ 屋外広告物の点検の実効性を高めるため、許可更新の際の安全点検報告書における点検箇所や点検項目等を取りまとめたもの。

●管理者の要件について

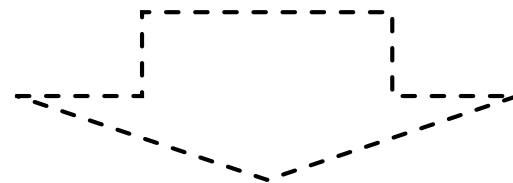
- ・ 高さ4 mを超える工作物確認等が必要な広告物は、大きな事故につながる可能性もあることから、点検を行う者は広告物の構造や施工、点検方法に関して高度な知識が必要。
- ・ 一方、有資格者の管理者要件を拡充し選択肢が広がることは、管理者を設置する苦労が軽減され適正な申請につながるとともに、広告物の適切な管理による安全性の確保につながる。
- ・ 新たな有資格者の管理者要件については、ガイドラインや他都市状況等を参考に、看板を幅広く管理・点検可能な資格を検討。

●点検報告書について

- ・ 国土交通省でとりまとめた「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」の屋外広告物安全点検報告書（案）を準拠し、点検項目・点検内容を細分化する。

有資格者の管理者要件の追加候補について

- ・「屋外広告物点検技能講習修了者」については、「ガイドライン運用上の参考事項」に屋外広告士と同等以上の知識を有する者として記載があり、屋外広告物に関して高度な知識を有すると考える。また、更新時には講習を行い、屋外広告物の取り巻く社会情勢の変化にも対応が来ている。
- ・「広告美術仕上げ技能士」、「広告美術科職業訓練指導員」、「広告美術科職業訓練課程修了者」は、屋外広告物の施工等について学科及び実技に合格した者や、講習を受講するなど施工等に関して十分な知識がある。
- ・他都市の状況を見ると、「屋外広告物点検技能講習修了者」や「広告美術仕上げ技能士」、「広告美術科職業訓練指導員」、「広告美術科職業訓練課程修了者」を有資格者として定めている都市が多数見受けられる。



本市としては、有資格者の管理者要件の追加候補として

- ・屋外広告物点検技能講習修了者
- ・広告美術仕上げ技能士、広告美術科職業訓練指導員、広告美術科職業訓練課程修了者

を想定したが、新たな有資格者の管理者要件として適しているのか委員の皆様のご意見を伺いたい。

新点検報告書について

「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」を参考に新点検報告書を作成したが、点検項目等について委員の皆様のご意見を伺いたい。

◆屋外広告物点検報告書

(提出先) 大阪市長

点検報告者 (※管理者が記入)
住所 (〒 -)

氏名

1. 点検した広告物の概要

設置場所	区	丁目	番	号
種類	塔 (屋上 地上)			
	板 (屋上 地上 壁面 突出)	その他 ()		
数量	基			
前回許可	令和 年 月 日 大阪市指令建 (広) 第 号			

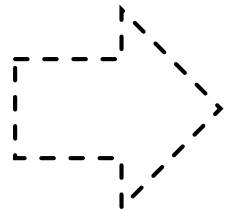
2. 点検結果

点検日: 令和 年 月 日

(点検項目について異常の有無欄に○印を入れ、有の場合は改善の概要も記入してください。)

点検項目	異常の有無	改善の概要
取付 (支持) 部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
主要部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無	
表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
表示面の破損	有 ・ 無	
その他特に点検した箇所 ()	有 ・ 無	
()	有 ・ 無	

※継続許可申請の際には必ずこの報告書を添付してください。
この報告は、大阪市屋外広告物条例施行規則第2条第3項第1号の規定による。



◆屋外広告物点検報告書（案）

(提出先) 大阪市長

点検報告者 (※管理者が記入)
住所 (〒 -)

氏名

1. 点検した広告物の概要

設置場所	区	丁目	番	号
種類	塔 (屋上 地上)			
	板 (屋上 地上 壁面 突出)	その他 ()		
数量	基			
前回許可	令和 年 月 日 大阪市指令建 (広) 第 号			

2. 点検結果

点検日: 令和 年 月 日

(点検項目について異常の有無欄に○印を入れ、有の場合は改善の概要も記入してください。)
(広告物の種類により、該当する点検箇所・項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引いてください。)

点検項目	異常の有無	改善の概要
1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 ・ 無	
2 基礎のクラック、支柱と横壁きとの隙間、支柱ぐらつき	有 ・ 無	
3 鉄骨のさび発生、塗装の劣化	有 ・ 無	
1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食、変形、隙間	有 ・ 無	
2 鉄骨接合部 (ボルト、ナット、ビス) のゆるみ、欠落	有 ・ 無	
1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 ・ 無	
2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 ・ 無	
3 取付対象部 (柱・壁・スラブ) ・取付部周辺の異常	有 ・ 無	
1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 ・ 無	
2 銅板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 ・ 無	
3 広告板底部の腐食、木抜き孔の詰まり	有 ・ 無	
1 照明装置の不点灯、不発光	有 ・ 無	
2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 ・ 無	
3 周辺機器の劣化、破損	有 ・ 無	
1 付属部材 (装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品) の腐食、破損	有 ・ 無	
2 避雷針の腐食、損傷	有 ・ 無	
3 その他点検した事項 ()	有 ・ 無	

※継続許可申請の際には必ずこの報告書を添付してください。
この報告は、大阪市屋外広告物条例施行規則第2条第3項第1号の規定による。

(参考) 他都市の点検項目数 5項目～9項目：9都市（大阪市含む） 指針を準拠：13都市

今後のスケジュール（予定）

●管理者要件の変更について

行政手続きを行い、意見公募のうえ令和4年9月1日施行をめざす。（屋外広告物条例施行規則の改正）

～	4月	5月	6月	7月	8月
関係先との調整					
意見公募					
規則改正手続き					
H P 周知等					

●点検報告書の様式変更について

新点検報告書については、令和4年6月1日継続更新分（4月中旬に案内）から様式の変更を行う予定。